

第17回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2015年3月31日（火）10:30～10:38

2. 場 所 中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

3. 出席者 原子力委員会

岡委員長、中西委員

内閣府 原子力政策担当室

室谷参事官、須之内参事官補佐

4. 議 題

(1) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について（答申）

(2) その他

5. 配付資料

(1-1) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について（答申）

(1-2) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について

(2) 第8回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第17回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題、一つ目が、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について（答申）です。二つ目が、その他です。

まず一つ目の議題について、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について、平成27年2月19日付で経済産業省より原子力委員会に意見照会があり、平成27年2月24日に開催した第8回原子力委員会において、経済産業省より御説明をいただきました。本日は、この意見照会に対する答申について、御審議をお願いいたします。事務局、須之内参事官補佐より答申の案について読み上げをお願いいたします。

(須之内参事官補佐) それでは、答申案について読み上げさせていただきます。資料第1-1をごらんください。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について(答申)。

原子力委員会は、平成27年2月19日付、20150218資第11号をもって特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(以下、「法」という。)第3条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき意見を求められた特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)については、概ね妥当なものと認める。

他方、最終処分制度が創設されて以降、最終処分事業が進捗していないことについての深刻な反省を踏まえる必要がある。今後の政府の取組には、最新の科学的知見を取り入れていくとともに、最終処分に関する国民との相互理解を深め、最終処分事業を円滑に推進するための社会的側面に関する海外での検討・考察も参照しつつ、説明責任を果たし、国民と最終処分に関する認識の共有を重ねる努力をすることが求められている。

こうした中、経済産業省においては、今後、法第4条に基づき「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」(以下、「最終処分計画」という。)を定め、実施するに当たって、基本方針において記述された諸取組に関して、明確な目標、責任主体及び達成時期を明らかにした上で、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを回して取組の改善を図りつつ実施することを求める。また、定期的に、取組の成果、評価意見に対する回答及び改善点を含む対応方針を明らかにし、原子力委員会に報告するとともに、報告内容を公開することを求める。原子力委員会としては、法の規定に則りつつ、最終処分計画等について定期的に報告を受け、意見を述べるなど所要の役割を果たしていく。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

今日は阿部先生が出張で不在ですが、原子力委員会は改正後、2名でも成立するというこ

とで、今日はやらせていただいております。

それでは議論を行いたいと思います。

中西委員、お願いします。

(中西委員) ここに書いてありますように、概ね妥当だと思いますが、既に特出しに書いてございますように、まず将来、科学的な知見が変わるかもしれないことと、それを十分取り入れて、フレキシブルな対応をお願いしたいということが最初の点です。そしてその下に特出しで、国民との相互理解を深め、円滑に進めたいということがありますが、今までなぜこれだけ進まなかったのかということをしちんと踏まえて、これから国民との相互理解を深めることをしちんと進めていただきたいと思います。

また、その下に書いてございます、P D C Aのことも、単にP D C Aを回すということは簡単かもしれないのですが、最後の評価をしてからアクションをするまで、つまり評価をしちんと生かしていくというところが一番大切なところだと思います。一番下に書いてございますように、定期的に報告を受けて、意見を述べる機会をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も、ここに書かせていただいておりますけれども、国民の非常に関心が高い事項で、国民によく説明をしてということが非常に重要であるということ。特に最終処分、地層処分は、現世代の責任であるというようなこととか、次の世代に対する負担の考え方、地層処分がどうして諸外国で考えられているのかとか、社会的側面も含めて、まずよく御説明をする必要があると思います。社会的側面というのは、日本特有ではないといえますか、地層処分の非常に特異なところは、人間の社会の歴史を超えて長期間かかる可能性があるということです。これは世界共通です。社会的な面からのいろいろな考察が、国際機関とか米国の科学アカデミー等でなされております。そういうものの検討結果も参考にして、なぜ現世代の責任なのか、あるいはなぜ地層処分なのかとか、次の世代に対する負担の点でなぜ地層処分かというようなところをしちんと説明をするということが、技術的な点とともに非常に重要だと思います。

それから、あと下に書いてありますことは、改善を図りつつ実施をしていくということで、取組のチェック・アンド・レビューをみずから行いながら進めていただきたいと思います。それを報告を受けて、しかも、それを国民にも見えるようにしたほうがいいということを書いてござ

います。

資料1-2は、前の第8回に配った資料でして、これに方針として、いろいろなことが書かれておまして、概ね妥当であるというふうに委員会としては判断をしております。

そのほかございませんでしょうか。

それでは、意見がないようですので、このとおり答申することよろしいでしょうか。

御異議はないようですので、案のとおり答申することといたします。

次に議題2について、事務局から説明をお願いいたします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

資料第2号として、第8回原子力委員会議事録を配付いたしております。

今後の会議の予定について御案内を申し上げたいと思います。次回第18回原子力委員会につきましては、原子力利用の基本的考え方について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、副理事長の山名元様から御意見を伺う予定でございます。開催日時は4月7日火曜日9時30分からでございます。開催場所は中央合同庁舎8号館5階の共用C会議室となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(岡委員長) そのほか、委員から御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。

—了—